

阿久根市B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和8年7月14日

阿久根市長

西平良将

阿久根市条例第17号

阿久根市B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の(3)の表中

会議室	1室1時間			330
照明施設1時間につき	660	660	660	660

を

会議室	1時間につき 330円
会議室冷暖房	1時間につき 100円
照明施設	1時間につき 660円

に改める。

別表備考1中「使用料」を「使用料（冷暖房及び照明施設使用料を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。